



Q 労働者が仕事によって新型コロナウイルス感染症に業務外で感染したことが

かかった場合、労災保険給付の対象となりますか。また、ワクチン接種による副反応が生じた場合はどうでしょうか。

A 医師、看護師、介護従事者等が

新型コロナウイルス感染症と労災補償

明らかである場合を除き、接種は労働者の自己、原則として労災保由意思に基づくもので、給付の対象となりません。また、業務と関係なく、接種による副反応が生じた場合は、労災補償の対象とはなりません。

医療や介護に従事している労働者については、感染経路が判明し、業務によるものであれば給付の対象となります。しかし、医療、介護、感染経路が判明しない労働者については、給付の対象とはなりません。

感染経路が判明しない場合でも、個別の事実関係により、業務と関係なく、接種による副反応が生じた場合は、労災補償の対象とはなりません。

なお、新型コロナウイルス感染症による症状が継続（遷延）し、療養や休業が必要と認められる場合も対象となります。

詳しくは労働局または最寄りの労働基準監督署に尋ねてください。